

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本件は、当校寄宿舎の空調設備の不調な部屋へ、冷房が必要となる前に代替の空調設備（ルームエアコン）を設置するものである。 寄宿舎は、17室が2人1室の相部屋となる予定であったが、新型コロナウイルスの感染予防対策として、学校再開に当たっては個室化することとなった。 個室化には部屋数が不足するため、代替宿泊施設を借り上げることとなったが、借上げ部屋数を縮減するため、空調設備の不調により未使用となっていた6部屋も活用することとした。 その後の空調設備の代替案の検討に時間を要したため、冷房が必要な夏季が迫ってきており見積り合わせ等をする時間的余裕がないことから、一者随契とする必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>杉浦電気工事(株)は、当校建築当時に電気工事を請け負った業者であるとともに、過去3年間に非常用照明器具取替え修繕他3件の修繕を行うなど、当校の電気設備系の状況を最も熟知している業者であるため。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。